

水道水と工業用水等を併用した場合の汚水量の算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。）第15条第3項に規定する水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の汚水の量の算定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定汚水量の算定)

第2条 水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の汚水の量の算定については、条例第15条第3項第1号及び第2号の規定によって算定された汚水の量（以下「認定汚水量」という。）をそれぞれ1使用月分の認定汚水量をもって次のとおり算定する。

- (1) 水道水と工業用水又は井戸水を併せて使用する場合は、当月分の水道水の使用水量に工業用水又は井戸水の認定汚水量を合算する。
- (2) 1箇所に用途を同じくする2個以上のメーターを設置した給水装置を使用し、かつ、工業用水又は井戸水を併せて使用する場合は、水道水と工業用水等を併用した場合の汚水量の算定に関する要綱（以下「要綱」という。）の実施の際、最も口径が大きいメーターに係る使用水量に工業用水又は井戸水の認定汚水量を合算する。
- (3) 前号の場合において最も口径が大きいメーターが2個以上あるときは、この要綱の実施の日以後最初の定例日に計量される使用水量が最も多いメーターに係る使用水量に工業用水又は井戸水の認定汚水量を合算する。

2 前項に定めるもののほか、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(実施の細目)

第3条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から実施する。
- 2 内規「水道水と工業用水を併用した場合の汚水量の算定方法」は、廃止する。